

平成19年1月30日

各位

会社名 住友商事株式会社  
代表者名 取締役社長 岡 素之  
(コード番号 8053 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 井場 満  
(TEL: 03-5166-3089)

## 日本カタン株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、日本カタン株式会社（コード番号：5613 JASDAQ 以下、「日本カタン」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公開買付け及び株式交換による完全子会社化の目的

当社は、現在、日本カタンの発行済株式総数の 39.00% (3,791,000 株。議決権比率 42.03%) を保有し、日本カタンを持分法適用関連会社としておりますが、今般、日本カタンを完全子会社化することを目的として、日本カタンの発行済株式の全て（当社が既に保有している日本カタン株式及び日本カタンの保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の取得を目指した公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施します。

日本カタンは、永きに亘り自動車部品等を主力とする鋳物事業と、送電線用架線金具等を主力とする電機用品製造事業を両輪として運営してきました。しかしながら、鋳物事業につき、原材料の価格高騰等の構造的な問題が顕在化し、平成 16 年 4 月 19 日開催の日本カタン取締役会において鋳物事業からの撤退を決議しました。また、それに伴い事業規模、業容が縮小したことから、これに見合った組織への改編とグループ全体における人員の再配置を実施しました。こうして日本カタンは電機用品製造事業を中心とした事業に集約した会社として再出発し、卓越した技術力と、主要顧客である電力会社との長年に亘り培われてきた信頼関係を強みとして、引き続き、既存商品の深耕と新商品の開発に努めております。

当社は、送変電用並びに架線用の金具・部品供給事業を当社の戦略的事業と位置づけ、日本カタンの筆頭株主として日本カタンの自主運営をサポートしてまいりましたが、日本カタンが更なる経営の効率化を実現し、電力の安定供給の下支えという重要な社会的な役割を全うしていくには、日本カタンを完全子会社化し、当社グループのネットワークとノウハウを従来以上に活用していくことが最善と判断しました。

本公開買付けの買付価格である1株当たり526円は、日本カタンの普通株式のジャスダック証券取引所における過去3ヶ月間（平成18年10月31日から平成19年1月29日まで）の平均終値（419円。小数点以下を四捨五入。）に約25.54%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限は設定しておりませんので、本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを行います。当社は、日本カタンを完全子会社化することを企図しているため、本公開買付けにより日本カタンの発行済株式の全てを取得できなかった場合、日本カタンの株主総会での承認を前提として、当社を完全親会社、日本カタンを完全子会社とする株式交換（略式株式交換に該当し、日本カタンにおける株主総会承認決議を行わない場合や対価として金銭等を交付する場合がありますが、これらに限られません。以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを計画しております。本株式交換は、平成19年8月を目途に実施する予定ですが、株式交換の対価等、詳細は現時点では未定であり、平成19年4月又は5月頃に決定する予定です。

本株式交換が行われる場合、交付されることとなる株式又は金銭等の額は、本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格に準ずる価値となる予定ですが、日本カタンの事業を取り巻く環境の変化、株式市場および両社の業績の変動等の影響により本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。また、本株式交換に際して、日本カタンの株主が法令の手続きに従い、日本カタンに対して株式買取請求を行うことができますが、この場合の1株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により日本カタンの株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

日本カタンはジャスダック証券取引所に上場していますが、本公開買付けの結果によっては、日本カタンの株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、日本カタンの株式は本株式交換が行われる場合には、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、日本カタンの株式はジャスダック証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。

日本カタンにおいては、平成19年1月30日開催の日本カタン取締役会において、日本カタンとは独立した第三者機関であるみすずフィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が作成した「株式価値に関する報告書」を参考にしたうえで、本公開買付けについて、賛同する旨の決議を行っています。また、日本カタンは、かかる取締役会において、平成19年3月末日を基準日とする期末配当を行わない旨の決議を行っています。

なお、日本カタンの主要株主は本公開買付けについて前向きに受け止めており、当社は、日本カタンの主要株主からそれぞれが保有する日本カタンの普通株式について、本公開買付けに応募する旨の同意を得る予定です。本公開買付けは、日本カタンの株主にとって、本公開買付

けに応じて日本カタンの株式を売却することにより、株式交換により当社の株式等を割当てられる場合に比べ、金銭による対価を早期に受領することを可能とするものです。

当社による日本カタン株式の公開買付け開始から、完全子会社化までのスケジュールは以下の通りです。

平成19年2月7日	当社による日本カタン株式の公開買付け開始
平成19年3月8日	当社による日本カタン株式の公開買付け終了
(以下予定)	
平成19年4～5月	(日本カタン株式の全株式を取得できない場合) 株式交換契約締結(当社、日本カタン)
平成19年6月	定時株主総会における株式交換契約の承認(日本カタン) * 日本カタンは、会社法第784条第1項に定める略式組織再編に該当する場合は、日本カタンにおける株主総会の承認決議を経ない場合があります。
平成19年7月	日本カタン株式、ジャスダック証券取引所上場廃止
平成19年8月	株式交換による日本カタンの完全子会社化

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	日本カタン株式会社
② 事業内容	電機用品及び産業機器等の製造販売、電機関連の技術に関する受託研究と各種業務サービス
③ 設立年月日	大正7年9月2日
④ 本店所在地	大阪府枚方市磯島南町13番1号
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役社長 森川 寛
⑥ 資本金	885百万円

⑦ 大株主及び 持株比率	住友商事株式会社	39.00%
	日立金属株式会社	25.01%
	住友電気工業株式会社	10.72%
	日本カタン株式会社	6.70%
	日本カタン取引先持株会	1.58%
	株式会社京都銀行	0.49%
	日本架線金物株式会社	0.41%
	浜名梱包輸送株式会社	0.38%
	松田 恵子	0.35%
	中谷 潔	0.33%
	日本カタン社員持株会	0.33%
⑧ 買付者と対象者の 関係等	資本関係	当社は、日本カタンの発行済株式総数の39.00% (3,791,000株) を所有しております。
	人的関係	当社は、日本カタンに対して取締役1名及び非常勤監査役2名を派遣しています。
	取引関係	日本カタンは、当社に対して製品の販売を行っています。
	関連当事者への該当状況	日本カタンは当社の持分法適用関連会社です。

## (2) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成19年2月7日（水曜日）～平成19年3月8日（木曜日）（21営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

証券取引法（昭和23年法律第25号 以下、「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、日本カタンから公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成19年3月22日（木曜日）までとなります。

## (3) 買付け等の価格 1株につき、526円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

本公開買付価格である1株あたり526円は、第三者算定人である大和証券エスエムビーシー株式会社が提出した株式価値算定書（以下、「株式価値算定書」といいます。）を参考にして決定しました。同社は時価純資産価額法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF法）及び市場株価法の各手法を用いて日本カタンの株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、時価純資産価額法では526円、

DCF法では555円から613円及び市場株価法では420円から434円のレンジが日本カタンの株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、本公開買付価格の決定に際して、株式価値算定書の時価純資産価額法の評価結果を重視しつつ、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、日本カタンによる本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、更に日本カタンの1株当たり純資産価額等を勘案した結果、最終的に買付価格を526円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は日本カタン普通株式のジャスダック証券取引所における過去3ヶ月間（平成18年10月31日から平成19年1月29日まで）の平均終値（419円。小数点以下を四捨五入。）に対して25.54%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

## ②算定の経緯

### 1) 第三者算定人からの「株式価値算定書」の取得について

当社は本公開買付けの買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、日本カタンの株式価値に関する株式価値算定書を平成19年1月30日付けで大和証券エスエムビーシー株式会社より取得しております。

### 2) 「株式価値算定書」の概要について

当社が公開買付価格決定の参考とした株式価値算定書においては、時価純資産価額法、DCF法及び市場株価法が、算定手法として採用されております。株式価値算定書によりますと、時価純資産価額法では526円、DCF法では555円から613円及び市場株価法では420円から434円のレンジが日本カタンの株式価値の算定結果として示されておりました。

### 3) 公開買付価格の決定経緯について

当社は本公開買付価格の決定に際して上記株式価値算定書の時価純資産価額法の評価結果を重視しつつ、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、日本カタンによる本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、更に日本カタンの1株当たり純資産価額等を勘案した結果、平成19年1月30日の取締役会において本公開買付価格を1株当たり526円とすることを決定致しました。

### 4) 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

日本カタンの取締役のうち、角皆氏は当社の従業員であり、森川氏及び園木氏は当社出身者であるため、特別利害関係者として、賛同表明にかかる決議には参加しておりません。

日本カタン取締役会は、別途、平成19年1月26日付けで日本カタンとは独立した第三者機関であるみずぎファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社より、日本カタンの株式につき本公開買付けが実施された場合の買付価格の妥当性を検討する際の参考資料として日本カタンの株式価値に関する「株式価値に関する報告書」を取得し

ております。日本カタン取締役会は、平成19年1月30日開催の取締役会において、当該「株式価値に関する報告書」を参考資料として、本公開買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び日本カタンの財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが日本カタンの企業価値向上に寄与するものであるとともに、日本カタンの株主に対して合理的な価格による日本カタン株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

### ③算定機関との関係

大和証券エスエムビーシーは、当社の関連当事者には該当しません。

### (5)買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株 券	－ 株	－ 株
新株予約権証券	－ 株	－ 株
新株予約権付社債券	－ 株	－ 株
株券等預託証券（ ）	－ 株	－ 株
合 計	－ 株	－ 株

注1) 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込をした方（以下、「応募株主等」といいます。）が、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の全部の買付けを行います。

注2) 日本カタンが保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

注3) 本公開買付けの対象とする株券等の数の最大数(5,278,088株)は、日本カタンの第122期半期報告書（提出日：平成18年12月15日）に記載された平成18年9月30日現在の発行済株式総数(9,720,000株)から当社の所有する株式数(3,791,000株)及び日本カタンの所有する自己株式数(650,912株)を控除した株式数です。

注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株式会社証券保管振替機構（以下、「証券保管振替機構」といいます。）に預託されている単元未満株式については、証券保管振替機構の振替制度を通じて公開買付代理人又は復代理人（後記「(11)公開買付代理人」においてそれぞれ記載されるものをいいます。）に振り替えることにより、本公開買付けへの応募が可能となるため、株券を提出する必要はありません。）。

### (6)買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,791個	(買付け等前における株券等所有割合42.03%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	726個	(買付け等前における株券等所有割合8.05%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	5,278個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	9,019個	

- 注1) 「買付け前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の議決権の数」を分母として計算しています。
- 注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、日本カタン第122期半期報告書(提出日:平成18年12月15日)に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記半期報告書記載の単元未満株式数51,000株から、本公開買付けを通じて取得する予定のない日本カタンが保有する単元未満自己株式数912株を控除した50,088株に係る議決権の数である50個)を加えて、分母である「対象者の総株主の議決権の数」を9,069個として計算しています。

(7)買付代金 2,776百万円

#### (8)決済の方法

##### ①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号

##### ②決済の開始日

平成19年3月16日(金曜日)

##### ③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした本店又は全国各支店にてお支払いします。

#### (9)その他買付け等の条件及び方法

##### ①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

##### ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(昭和40年政令第321号以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号以下、「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

##### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に日本カタンが令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条に定める基準に従い買付け等の価格の

引下げを行うことがあります。

引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回を行った場合は公開買付けの撤回を行った日）以後速やかに、下記の方法により返還します。

（イ）応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

（ロ）公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を

記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付け開始公告日

平成19年2月7日（水曜日）

(11) 公開買付け代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについて、日本カタンの取締役会は賛同の意を表明しています。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

日本カタンは、平成19年1月30日開催の取締役会において、平成19年3月末日を基準日とする期末配当を行わない旨の決議を行っております。

(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響は軽微です。

以 上